南極海洋生物資源保存委員会による寄港国措置の実践

IUU漁業寄港国措置協定との調和と発展

來田 真依子 大阪経済法科大学

m-raita@keiho-u.ac.jp

目次

- 1. 南極海におけるIUU漁業規制としての寄港国措置
- (1) 南極海洋生物資源保存委員会(CCAMLR)
- (2) 南極海洋生物資源保存委員会でのIUU漁業問題
- (3) 寄港国措置によるIUU漁業規制
- 2. 寄港国措置の最低基準
- (1) FAOを中心とする寄港国措置の発展
- (2) IUU漁業寄港国措置協定の意義
- 3. 南極海洋生物資源保存委員会における寄港国措置の「発展」
- (1) 2002年における寄港国措置の全面的改正
- (2) 南極海洋生物資源保存委員会での議論と改正
- (3) 他の地域漁業機関との協力
- 4. 結びにかえて

(1) 南極海洋生物資源保存委員会(CCAMLR)

- ・設立条約:南極海洋生物資源保存条約(1980年5月採択、1982年4月発効)
- ・目的:南極海洋生物資源の合理的利用を含む保存(第2条)
- ・対象魚種:南極海洋生態系に属する海洋生物資源 (特にメロ(マゼランアイナメ)、オキアミ等)
- 加盟国:26ヶ国及びEU(2022年11月時点)
 アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、エクアドル、EU、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、韓国、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ウルグアイ

※日本は1980年9月署名、1982年4月発効

- (2) 南極海洋生物資源保存委員会でのIUU漁業問題
- (i) IUU漁業
- ・違法・無報告・無規制(Illegal, Unreported, Unregulated)漁業
 - 国連食糧農業機関(FAO)によれば、年間1100-2600万トンの水揚げ
 - →100-230億USドルの経済的損失
 - 正確な漁獲データの集積を阻害
 - →科学的根拠に基づく資源管理計画の実施を困難に
- ・持続可能な開発目標(2015年)ターゲット14.4 2020年までに漁獲を効果的に規制し、IUU漁業などを撤廃し、 科学的情報に基づいた管理計画を実施
 - →実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって 定められる持続的生産量のレベルまで水産資源を回復させることを 目標として掲げる

- (2) 南極海洋生物資源保存委員会でのIUU漁業問題
- (ii) 南極海におけるIUU漁業問題
- ・加盟国及び非加盟国船舶のIUU漁業が保存管理措置の実効性を阻害
 - 一定の加盟国船舶による違法漁業
 - 非加盟国船舶による無規制・無報告漁業
- ・監視及び検査に関する常任委員会(SCOI) 1997年のアジェンダ1「条約海域における違法、無規制及び無報告漁業」
 - → 「IUU漁業」という語が初めて使用された例
 - …その後、2001年 FAO「IUU漁業の防止、抑制及び廃絶のための 国際行動計画(IPOA-IUU)」において定義づけられる

- (3) 寄港国措置によるIUU漁業規制
- (i) 寄港国措置
- ・寄港国(Port State) 「外国船舶が入港し停泊している国」 寄港国が寄港国措置(Port State measures)をとる場合、 原則として内水に対する国家の主権に基づき管轄権を行使していると捉える
- ・IUU漁業規制の文脈においては、漁獲物の水揚げ等のために 外国船舶が寄港国の港に入港し停泊するという現実的な状況が着目される
 - →寄港国措置により、IUU漁業を行う船舶が寄港による利益を 得られないようにすることでIUU漁業に対するインセンティブを 失わせるという効果への期待

- (3) 寄港国措置によるIUU漁業規制
- (ii) 南極海洋生物資源保存委員会による初期のIUU漁業規制
- ①非加盟国船舶に対する措置 「非加盟国船舶によるCCAMLR保存管理措置の遵守促進スキーム」 (CM118/XVI、1997年)
 - …非加盟国漁船に対する乗船検査、水揚げと転載の禁止 検査結果の情報は委員会と事務局に送られ、全加盟国と関連する旗国に送付
- ②自国船舶に対する措置

「加盟国船舶の認可及び検査義務」(CM119/XVII、1998年)

…全ての自国漁船に対する乗船検査 検査結果に関する報告書はCCAMLRに提出する年間報告書に含めて 委員会に送付

- (3) 寄港国措置によるIUU漁業規制
- ③他の加盟国船舶に対する措置 「加盟国船舶によるCCAMLR保存管理措置の遵守促進スキーム」 (CM118/XVI、1997年)
 - …入港前の事前通知義務、乗船検査、旗国への通報、2国間協力による調査ないし制裁
- →①~③:入港中の漁船に対する乗船検査中心 ただし報告対象は委員会と事務局、加盟国、関連する旗国のみ
- ★「寄港地飛ばし(port hopping)」(=加盟国・非加盟国船舶ともに 非加盟国の港で水揚げを行う)によって措置の有効性が大きく損なわれることに
 - →<u>寄港国措置の実効性確保</u>が課題となる

2. 寄港国措置の最低基準

(1) FAOを中心とする寄港国措置の発展

<非拘束的文書>

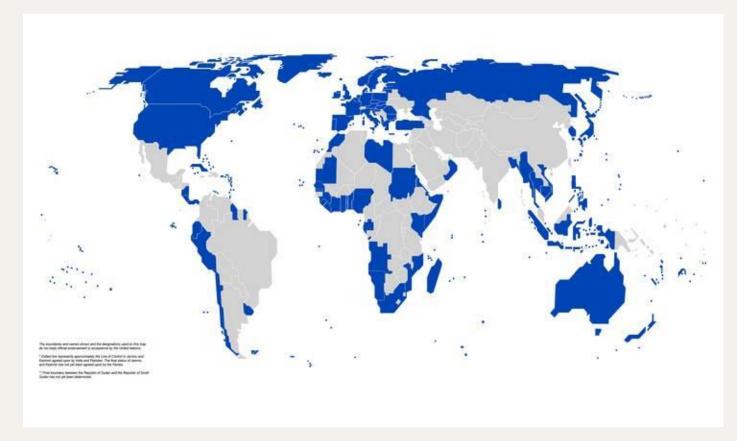
- ・IUU漁業の防止、抑制及び廃絶のための国際行動計画(IPOA-IUU) (2001年)
 - …事前申請制度の導入、漁獲物の陸揚げ・転載禁止の義務化、 乗船検査の具体化、乗船検査後の措置
- ・寄港国措置に関するFAOモデル・スキーム(2005年)
 - …事前申請制度の発展、港の使用に関する措置の拡大、乗船検査の義務化、 乗船検査後の措置の発展

2. 寄港国措置の最低基準

(1) FAOを中心とする寄港国措置の発展

<多数国間条約>

- <u>IUU漁業寄港国措置協定</u>(PSMA)(2009年)
 - →2016年、25ヶ国の批准という要件を満たし発効 2022年11月時点で74の国及び地域が加盟



https://www.fao.org/port-state-measures/background/parties-psma/en/

★法的拘束力のある多数国間条約として、 事前申請制度、港の使用拒否、乗船検査、乗船検査後の措置、 及び寄港国措置に関する旗国の義務について締約国の義務を定める →これら一連の措置を寄港国措置の最低基準とする

2. 寄港国措置の最低基準

- (2) IUU漁業寄港国措置協定の意義
- ・背景:「寄港国の措置のための最低限度の基準に関する拘束力のある国際文書」 を求める国連及びその他の関連機関を通じた国際社会による要請(前文)
 - →寄港地飛ばしや便宜寄港国(port of convenience)の問題
- ・目的:効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU漁業を防止し、抑止し、 及び排除するとともに、これにより海洋生物資源及び海洋生態系の 長期的な保存及び持続可能な利用を確保する(第2条)
 - →2つの非拘束的国際文書を踏まえ、寄港国措置の最低基準を条約上で設定
- ★各地域漁業機関(RFMOs)が自ら採択する寄港国措置を PSMA上の最低基準と調和させていくことにより、 寄港国措置の実効性を確保することが可能に

- (1) 2002年における寄港国措置の全面的改正
- ①「メロ積載船舶の寄港国検査」(Conservation Measure 10-03:CM10-03)
- ②「加盟国船舶によるCCAMLR保存管理措置の遵守促進スキーム」 (Conservation Measure 10-06:CM10-06)
- ③「非加盟国船舶によるCCAMLR保存管理措置の遵守促進スキーム」 (Conservation Measure 10-07:CM10-07)

<特徴>

- 加盟国船舶、非加盟国船舶のそれぞれに関するIUU船舶リストの作成 (CM 10-06 para. 1, CM 10-07 para. 2)
- メロを積載するすべての漁船に対する乗船検査の実施(CM 10-03 para. 1)
- 10-03に基づく乗船検査の結果
 - →IUU船舶リストに紐づけ (CM 10-06 para. 2, CM 10-07 para. 3)

- (2) 南極海洋生物資源保存委員会での議論と改正
- ①加盟国による寄港国措置の低報告率
- 乗船検査の報告書提出に関するフォーマットの不存在
 - →報告書フォーマットの追加(CM 10-09(2009), ANNEX 10-03/A・B)、 その後も内容の豊富化が重ねられる *Cf.* PSMA 附属書C

②制度的連関の不十分さ

- ・寄港国措置の実施(CM10-03) にあたり、IUU船舶リスト(CM10-06・10-07) が十分活用されず
 - →IUU船舶リストに掲載済みの漁船については 適用可能な国内法や国際法に従って「あらゆる必要な措置」をとるほか、 特に港内での水揚げ・転載禁止(CM10-03(2012), para. 6 and 7) *Cf.* PSMA 第9条4項・5項・6項

- (2) 南極海洋生物資源保存委員会での議論と改正
- ③「漁船」の定義の狭さ
- ・ 措置の適用対象: 当初は「全ての漁船」という曖昧な定義
 - →support shipsやfish processing vessels等の追加 (CM 10-03(2008), note. 4) Cf. PSMA第1条(d)「漁業関連活動」
- ④ 乗船検査の結果に関する旗国への報告の任意性
 - →旗国への報告の義務化(CM 10-03(2013)para.7) Cf. PSMA第15条

- (2) 南極海洋生物資源保存委員会での議論と改正
- ⑤CM10-03の対象魚種の限定性
- ・当初はメロ積載船舶のみを対象とする
 - →対象魚種を「条約水域内で獲られたメロ以外の生物」にまで拡大 (CM10-03 (2012), para.3)
 - ※CM10-03のタイトルも「南極海洋生物資源積載漁船の寄港国検査」に変更
- ・特に2009年のPSMA採択を契機として、2010年にはアメリカ、 EUがCCAMLRの寄港国措置をPSMAに合致させるよう提案
 - →PSMA最低基準に基づく寄港国措置の均質化が実質的に進められている
 - ⇔例)寄港国措置を実施するため船舶に入港させるべき港の指定 (PSMA第7条)

- (3) 他の地域漁業機関との協力
- ・寄港国措置の実効性確保の問題
 IUU漁業対策として「CCAMLRと適当なRFMOs間の協力を向上させるため」
 IUU船舶リストについてFAO及び当該RFMOsとコミュニケーションをとる事務局長の義務(10-06(2004) para. 19、10-07(2005) para. 23)
 - →乗船検査の結果、IUU船舶リストが更新されると 結果的にその情報は他のRFMOsもアクセスすることが可能に
 - ⇒「検査結果」そのものの送付には至っていないという課題も例)PSMA第15条(検査結果の送付) 各締約国は、各検査の結果をその検査を受けた船舶の旗国並びに適当な場合には次の国及び機関に送付する。(中略)
 - b) 関連する地域的な漁業管理のための機関

4. 結びにかえて

- ・ CCAMLRにおける寄港国措置の発展
 - →PSMA上の最低基準との調和、内容の均質化 条約の枠組を超えた「最低基準」の影響?
- ・ 寄港国措置の実効性確保
 - →PSMA上の最低基準の下、他のRFMOsと同内容の寄港国措置を 設けることにより、寄港地飛ばしや便宜寄港国の問題に連携して 対応することが可能に
 - = 「どの港でも同一の寄港国措置がとられる」状況の構築 補完的機能:CCAMLRにおけるIUU船舶リスト

4. 結びにかえて

乗船検査における支障及び不便を最小にして船舶の活動を 不当に遅延させることを避けるため、並びに船内の魚類の品質に 悪影響を与えるような行動を避けるため、あらゆる可能な努力を払う寄港国の義務

- CCAMLRの下で乗船検査は船舶の入港後48時間以内に 実施されなければならない(CM10-03(2019), para.5)
 - ⇔履行及び遵守に関するに関する常任委員会によれば、

現実には乗船検査が48時間以内に実施されていない事例の報告も…

理由:天候条件、検査官の能力ないし労働条件

- ・検査報告数の増加により加盟国による乗船検査の実施状況が明らかに
 - ⇔遅延による損害が生じた場合の寄港国の責任
 - …PSMA第13条2項(f)に対する従来の批判、 国際海洋法における「航行の利益」の観念

ご清聴ありがとうございました